

## 地方消費税交付金の増収分の使途について

消費税については、平成26年4月1日から5%から8%に引上げとなった。このうち、地方消費税は1%から1.7%となったが、この引上げに伴う0.7%分は、地方税法の規定により、全額を社会保障費に充てることとされている。

なお、令和元年10月1日から10%に引上げとなったが、令和2年度の社会保障費に充てる割合については、経過措置により前年同様となる。

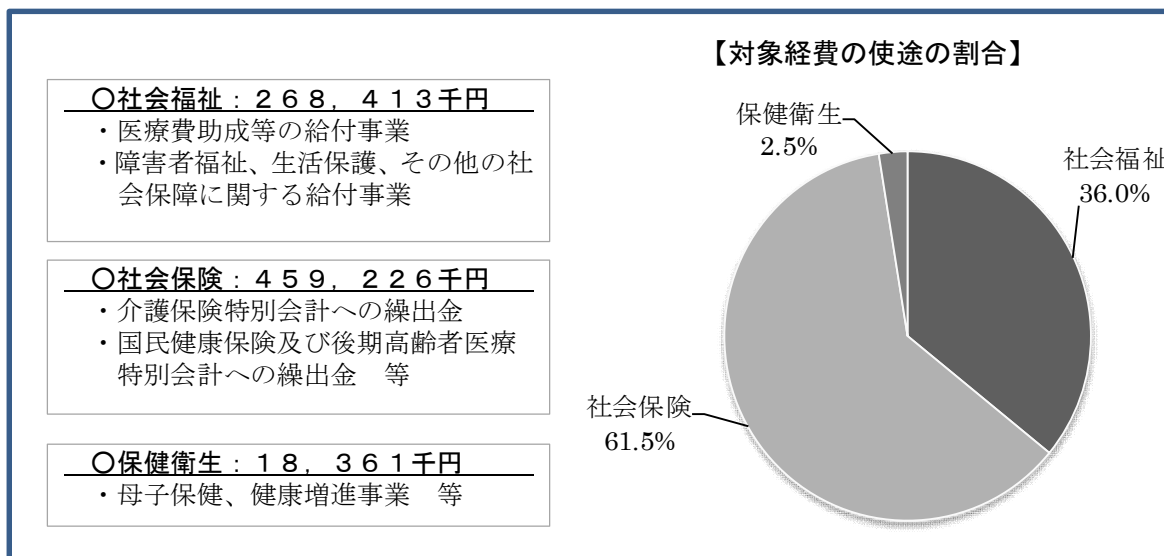
### (1) 対象額

地方消費税交付金の増収額分 746,000千円

※令和2年度は、地方消費税交付金見込額1,812,000千円のうち、17分の7が社会保障財源として社会保障費に充てられる。

### (2) 対象経費

地方消費税交付金の増収額分（市町村交付金を含む。）については、地方税法において「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」とされている。



※上記経費については、当初予算編成時の集計によるものであり、今後事業費の確定等により変動する可能性がある。